

令和3年第7回農業委員会総会議事録

令和3年7月16日（金）第7回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員17人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
	2番	小田 正廣		3番	宮本 武博
				4番	赤井 勝利
	5番	小川 広文		6番	三上 雄二
				7番	倉脇 敏弥
	8番	井藤 孝久		9番	藤本 彰
				10番	神山 順一
11番		宮脇 繁	12番		眞壁 勲二
				13番	伊達 修史
14番		藤川 雅	15番		山田 條一
				16番	大原 砂利

推進委員10人

	1番	谷岡 收藏	2番	眞壁 正司	3番	泉 登
	4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
	7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾	9番	逸見 則夫
	10番	奥津 賢司				

欠席委員 1人 17番 奥津 忠和

議事	議案第34号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第35号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第36号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第37号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
	議案第38号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による農地売買等事業）
	議案第39号	現況証明にかかる現況認定について
	議案第40号	農地の権利移動を認める別段の面積の設定について
報告事項		農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について 令和元年9月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更について 法務局照会について 完了届について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長	竹村 陽子
	参事	三村 真司
	主査	川添 和之
	主査	小林 淳

(開会時刻 午前9時30分)

三村参事	委員の皆様おはようございます。総会の前に7月1日付の異動により、土屋参事が上水道課長として異動し、後任に農業委員会主査として農林課耕地係の川添係長が、着任となりましたのでご紹介します。
川添主査	7月1日付の人事異動により、農林課耕地係係長そして農業委員会事務局の主査を命じられました川添です。よろしくお願いいたします。
三村参事	それではただいまから新見市農業委員会第7回総会を開催いたします。本日の出席は、27名で欠席の方は17番 奥津委員です。 では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。さて、全国農業会議では農業委員、推進委員の活動記録を農業委員会で評価することですが、なぜ評価するのは適切な人材を選ぶためのようです。又、農地法上、無断転用等の80%以上が追認許可をされている。「こんなのはおかしい。」と河野大臣が言われていることも全国農業会議で問題になっているようです。午後は、農地パトロールが有りますのでよろしくお願いいたします。
三村参事	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、12番眞壁委員に先導をお願いいたします。
眞壁委員	「農業委員会憲章」の先導
三村参事	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくお願いいたします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願いいたします。 それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、8番井藤委員、9番藤本委員をお願いいたします。

続きまして日程2「議事」に入ります。議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

今回の議案についてですが、第3条の申請が4件ございました。

まず、1番でございますが、先月別段面積の設定を受けた件です。現地確認を5月24日に行っております。場所は、哲西町矢田、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は県外より転入して農地を取得申請するもので、農機具を譲り受けて所有し、取得予定の農地はすべて耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので、該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、別断面積の設定をされております、下限面積0.1アールを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが、地域に定住する農家へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。6番

三上委員

6番三上です。現地確認は7月5日に奥津委員、奥津推進委員、私と3名で行い、後日譲受人の方と電話で話をしました。場所は国道182号線JA矢神支店から東城方面500m先に信号がありその左旧道に入り200m先左側に自宅がありその裏へ畑2筆がありました。周辺の方からも話を聞きましたが問題ありません。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第34号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定いたします。続いて議案第34号農地法第3条2番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、2番でございますが、現地確認を6月30日に行っております。場所は、神郷高瀬、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、近隣農家間で売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。16番。

大原委員

16番大原です。確認日は7月3日、仲田委員、信谷推進委員、譲受人で行いました。場所は、旧高瀬小学校の東500m先あたりです。譲渡人は健康的に弱く、譲受人は幅広く農業をされていますので問題ないと思われま

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第34号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定いたします。続いて議案第34号農地法第3条3番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、3番でございますが、現地確認を6月30日に行っております。場所は、哲西町上神代、現況地目は田6筆、畑8筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稲・野菜、作業従事者は3名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、親族間で贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。6番。

三上委員

6番三上です。確認日は7月5日、奥津委員、奥津推進委員、譲渡人と私とで行いました。14筆ありますが上から田3筆、次の畑8筆、その次の田3筆の3グループに分かれます。場所も3か所ありました。国道182号線JR市岡駅より東城方面へ500m先の左手に●●商店がありそこを右に入りJR芸備線を超えて●●集落へ入り1km先の交差点を右に入り左手に3軒家があります。その一番上の家の近くに畑があります。一番上の家の向かい側へ田3筆があります。戻ると山へ上がる私道がありその道沿いに田3筆ありました。いずれも良く管理されており譲受人は譲渡人の同居家族です。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第34号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第34号農地法第3条4番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、4番でございますが、現地確認を6月29日に行っております。

場所は、新見、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積10aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、親族間で贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。7番。

倉脇委員

7番倉脇です。7月10日に真壁委員、溝尾推進委員、私と3名で確認しております。場所はコンビニエンスストアから東へ入り突当りを南へ300m先西側の土地です。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第34号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第35号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に第4条の申請につきまして、1件申請がございました。それでは、議案第35号第1番でございます。確認を6月29日に行っております。場所は、大佐田治部、現況地目は畑、1筆でございます。転用目的は墓地で、転用理由は、既存の墓地が山の上であり不便であることから、申請地に移設するというものです。期間は許可日から12月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はない

	と考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、事業費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。15番。
山田委員	15番山田です。7月13日に宮本委員、後藤推進委員、申請者と私4人で確認しました。場所は、県道勝山線●●商店から小阪部方面へ120m先の左側に田を挟んで申請者の実家がありその右側にあります。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 ご意見、ご質問ございませんので、議案第35号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。尚、面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全 員	「よろしい」
会 長	それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。 続きまして、議案第36号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	次に第5条の申請につきまして、2件申請がございました。それでは、1番について説明いたします。現地確認を6月29日に行っております。場所は豊永佐伏、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は宅地です。転用理由は、実家周辺に適地がなく、やむを得ず申請者の父が所有している申請地に住宅(木造2階建て)を新築するものです。契約の種類は売買による所有権移転で、価格は記載のとおりです。工事期間は令和3年8月1日から令和4年3月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えま

す。資金計画ですが、土地造成費・建築費は記載のとおりで、自己資金・借入金によるものです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。14番。

藤川委員

14番藤川です。現地確認を7月6日に藤本委員、神山委員、妹尾推進委員、私とで行いました。場所は、豊永郵便局の裏で問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第36号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続いて議案第36号農法第5条2番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、2番について説明いたします。現地確認を6月29日に行っております。場所は正田、現況地目は田1筆・畑3筆でございます。転用目的は分譲宅地・私道です。転用理由は、申請地を購入し、分譲用宅地と私道を築造して分譲販売するものです。契約の種類は売買による所有権移転で、価格は記載のとおりです。工事期間は令和3年7月31日から9月30日までです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地と考えられ、造成のみを目的とした転用が認められる区域です。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地代・土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。13番。

伊達委員

13番伊達です。確認を7月9日、逸見会長、三輪推進委員、私と3名で行いました。場所は、コンビニエンスストアの裏から西50m先にありました。

会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。6番。
三上委員	分譲販売では、すぐに私道として使用するのか分からないように思われ、譲受人の方は業者ですし法律的によろしいのですか。
小林主査	造成のみの目的によるものでは原則的に認められてないのですが、条件がありまして第3種農地の準工業区域であれば、造成のみの転用を認められています。該当地は準工業地域なので造成が可能です。
三輪委員	例えば、募集販売し購入者がいつまでも建てずに放置し草が生え放題になる状態を防止する条件はあるのですか。
小林主査	一般分譲なので期間条件はないのですが、売買の宅地にする条件なので許可できるとなっております。
会 長	<p>他に、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第36号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、2件とも面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
全 員	「よろしい。」
会 長	諮問不要として許可決定とします。続きまして、議案第37号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定で利用権設定の新規について、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	今回、新規の貸し付けが1件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番、哲西町上神代、田3筆9年の使用貸借と

	なっております。新規については以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。推進委員10番。
奥津(賢)委員	推進委員10番奥津です。確認を7月5日に奥津委員、三上委員、私と3名で行いました。場所は、182号線上に矢神小学校がありこれを中心に東城より200m先に1筆、手前新見よりに2筆あります。田植え、草刈りもされておりました。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第37号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	再設定が4件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。 (ありません。) 再設定について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第37号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

	<p>全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定で農地中間管理事業による農地売買等事業について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村局長	<p>経営基盤強化促進法に基づき、農地中間管理機構の農地売買事業について、一件あります。前回農地中間管理機構の大本さんより説明をしていただいた件で、今回は農地中間管理機構が前回買い取った農地を耕作者に売る際の契約となります。売買価格は買い入れ価格に1.5%上乗せし、事務手数料10,000円を入れた金額となります。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。推進委員7番。</p>
後藤委員	<p>推進委員7番後藤です。事務局長の説明の通りです。買い入れ価格の1.5%は4,050円それに事務手数料の10,000円を含めた14,050円を270,000円にプラスされて284,050円で平営農が買取ります。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第38号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、議案第39号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>現況証明の申請につきまして、3件申請がございました。第1番でございます。確認を6月29日に行っております。場所は上熊谷、台帳地目は田2筆です。現況地目は宅地でございます。理由は、昭和45年3月より宅地として使用している、というものでございます。第2番でございます。確認を6月29日に行っております。場所は豊永赤馬、台帳地目は田1筆畑4筆です。現況地目は原野・畑でございます。理由は、平成10年頃より健康上の都合により耕作不能となった、というものでござ</p>

ございます。全筆現況原野での申請でしたが、うち2筆は原野と認められず、畑であると確認しております。第3番でございます。確認を6月29日に行っております。場所は新見、台帳地目は畑2筆です。現況地目は原野でございます。理由は、昭和43年頃より、当時の所有者が倉敷市に転出して以来、耕作がなされず長年放置されて原野化している、というものでございます。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番

赤井委員 4番赤井です。現地確認を7月8日に眞壁委員、谷岡推進委員、私と3名で行いました。場所は、岩山駅より100m手前、旧塩城小学校の道下です。

2番お願いします。15番。

山田委員 15番山田です。7月13日、後藤推進委員と現地確認しました。●●番は北房川上線、県道豊永赤馬線の分岐点から20m先右側にあります。そこから500m先に左へ、北房方面へ100m先の左に●●番があります。後の2筆は、よく管理された畑でした。以上です。

会 長 3番お願いします。7番。

倉脇委員 7番倉脇です。7月10日に眞壁委員、溝尾推進委員と3名で確認しました。場所は、先ほど3条の4番で出ました土地の東側の土地で原野化していました。以上です。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。推進委員7番。

後藤委員 7番後藤です。開会時、逸見会長の挨拶で追認の言葉がありました。この1番が確実に追認です。農地法は昭和26年か27年頃に施行されていると思います。昭和45年は、それから20年以上は過ぎてるでしょうから違法転用です。これが追認です。

会 長 どの時代からこのようなことが起こっているのか不明ですが、我々の時代からでも襟を正す必要がある。どこかで区切りをする必要があるでしょう。又、案件が出ましたら良く検討いたしましょう。

他にご意見、ご質問はございませんか。1番。

仲田委員	<p>1 番仲田です。今の件ですが、農業委員会として「農地に戻しなさい。」と命令を出した場合、法的にどの程度効力があるのか確認したいのですが。</p>
会 長	<p>農地法は、即効ではなく前例では確かに違反転用でしたが一年半ほど月日がかかっています。</p> <p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第39号1番、2番、3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、認定といたします。</p> <p>続きまして、議案第40号農地の権利移動を認める別段の面積の設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>この度、空き家に付随する農地として、別段の面積を設定する申請が1件ありました。場所は唐松、田2筆、畑3筆、計814平方メートルで、本市で設定している0.1a(10㎡)以上に当てはまるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番。</p>
伊達委員	<p>13番伊達です。確認を7月9日逸見会長、三輪委員、私と3名でしました。場所は、旧唐松小学校東側旧道から約100m入った所がありました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第40号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。それではここで30分まで休憩いたします。

～ 休 憩 ～

会 長 時間がまいりましたので再開します。報告事項に入ります。農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。

小林主査 農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用の申請が1件ございました。第1番は、確認を6月18日に行っております。場所は大佐小坂部、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は携帯電話無線基地局の新設で、転用理由は当該地域の携帯電話のサービスの向上を図るというもので、契約の種類は賃借権の設定となっております。工事期間は令和3年7月26日から8月31日までとなっております。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員より報告願います。3番

宮本委員 3番宮本です。6月12日に山田委員、後藤推進委員、私と3名で確認しました。総合センター前の駐在所から20m入った所で畑がありました。間違いありません。

会 長 続きまして、令和元年9月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更について、事務局の説明をお願いします。

小林主査 令和元年9月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更について、新見市役所建設課より届出がありました。場所は草間、確認を6月29日に行いました。登記地目は畑、現況地目は原野で、用途の変更内容は残土処分場へ変更するというものです。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員より報告願います。10番。

神山委員 10番神山です。7月6日に藤本委員、藤川委員、妹尾推進委員、私と確認しました。場所は、北房井倉哲西線を国道180号を井倉の方から草間台地の方へ4キロ上がった所の●●集落の中にあります。利用効

	率の悪い畑なので、やむをえないと思います。
会 長	続きまして、報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	今回2件ございました。1番の場所は哲多町矢戸、確認を6月9日に行いました。登記地目は畑、現況地目は宅地という申請で、少なくとも平成18年以前から、宅地になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。2番の場所は足見、確認を6月9日に行いました。登記地目は畑、現況地目は原野・山林という申請で、時期不詳で、原野・山林になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。順次1番、8番。
井藤委員	8番井藤です。6月5日、宮脇委員、逸見推進委員、私と3名で現地確認しました。場所は、県道33号新見川上線萬歳郵便局より高梁方面へ500m先、県道50号北房井倉哲西線を●●●の方に1200m道上がった所にありました。シャッターの付いた車庫のような建物が建っていました。以上です。
会 長	続いて2番お願いします。10番。
神山委員	10番神山です。確認日は6月10日、藤本委員、妹尾推進委員、私とで行いました。場所は、北房井倉哲西線を草間台地へ井倉から8キロ上がった所に果樹園がありそこから北へ1.5キロ先の●●集落にあります。現況通りの原野、山林になっていました。以上です。
会 長	続いて完了届について、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	完了届が2件出ています。1番、新見地内農地法第5条による宅地の敷地拡張。2番、上市地内農地法第5条による露天駐車場となっております。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。1番から7番。
倉脇委員	7番倉脇です。7月10日に確認しました。宅地になっておりました。

会 長	2 番お願いします。1 2 番。
眞壁委員	1 2 番眞壁です。7 月 1 1 日に確認しました。露天駐車場、完全にできております。以上です。
会 長	続きまして、日程 3 協議事項に入ります。本日の農地パトロールについて、農地部会長から説明をお願いします。
仲田部会長	農地パトロールについて説明いたします。食事を済ませて 1 2 時 5 0 分には、まなび広場新見駐車場内、図書館の前に農地パトロールステッカーを貼り集合して下さい。遊休農地の実態把握、農地転用などの許可案件の完了状況の確認について重点をおいてパトロールをして下さい。班長さんの手元に完了届等の確認ファイルがあると思いますので、よろしくをお願いします。終了の後は、現地解散ですがその前に、写真を数枚撮り後日、事務局に提出をお願いします。現地解散時は事務局へ「無事、終了しました。」と電話を入れてください。パトロールの車中では、マスクの着用をお願いします。事故が無いように安全第一でパトロールして頂くとともに熱中症にならないようにこまめに水分補給をお願いします。以上よろしくお願いいいたします。
会 長	ありがとうございました。その他、事務局から何かありましたらお願いします。
小林主査	別紙、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画ですが、前回総会で指摘頂いた件を修正しました報告をします。右上の農家・農地等の概要について経営数の表があります。農業法人が 2 1、集落営農経営が 1 9、その内集落営農組織が 1 9 と修正しましたので報告します。
会 長	ほかにありませんか。続いてその他、事務局お願いします。
三村参事	お手元の A 4 資料ですが、農林課で 7 月に新しい制度を 2 つ作りしました。一つは農業実務研修交付金でもう一つは農地利用集積事業奨励金について新しく創設、告示をしております。農業実務研修交付金について今まで、国・県の制度では 5 5 歳未満の方に対する研修事業交付金がありましたが、これを 5 5 歳以上 6 0 歳未満の方に対してこの交付金を交付する制度を拡充しております。国・県の制度では年間 1 5 0 万の制度に対して年間 7 5 万の制度を新しく創設しています。又、農地利用集積事業奨励金については、皆様にも関係することですが農地中間管理機構

	<p>を通じて一定期間の利用権設定をした場合、奨励金を交付する制度です。ぶどう、桃、トマトを作付ける場合には10年以上の利用期間を設定して貸出者に対して反1万円、借受者に対して反3万円あるいはリンドウの作付けに対しては、5年以上の利用権設定で貸出者に反5千円、借受者に反1万5千円を交付する制度です。すでに利用権設定が行われているところに対しては交付ができませんが、新たに中間管理機構を通じて利用権設定する場合に交付ができるような制度を創設しておりますのでご承知していただければと思います。以上です。</p>
会 長	<p>ほかにありませんか。</p>
小林主査	<p>農地パトロールについて、各班の代表の方にお配りしている、ピンクのファイルには、農地転用許可をしたところでまだ完了届が提出されていないところの一覧表が綴っています。本日だけでなく、近くを現地調査される時に確認をしていただけたらと思います。</p>
川添主査	<p>駐車場の件ですが、12時50分に集合ですが、現在駐車場の向う側に三角コーンを置き駐車場所を確保しておりますのでパトロールに出発される方の車については移動してください。スムーズに流れるように出て頂ければと思います。ご協力よろしくお願いします。</p>
三村参事	<p>それでは次回の総会ですが8月18日(水)午前9時30分から、南庁舎3階大会議室となっておりますがよろしいでしょうか。また9月は17日(金)午前9時30分からでいかがでしょうか。</p>
会 長	<p>他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。ないようでしたら閉会を仲田代理にお願いします。</p>
仲田委員	<p>本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶)</p>
	<p>(閉会時刻 午前 11 時 00 分)</p>